

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月15日（平成27年（行個）諮問第120号）

答申日：平成29年1月30日（平成28年度（行個）答申第167号）

事件名：本人が支給決定を受けた労災給付金に係る調査結果を記載した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号30の文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月12日付け兵労個開第250号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示決定処分のうち、開示を認めなかった部分は本来すべて開示されるべきであるから、同処分の取消しまたは、同処分を全部開示決定処分に変更するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年3月2日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成26年特定月日に発症した、うつ病に関して、特定労働基準監督署長が支給決定した、労災給付金（療養、休業）の調査結果を記載した書類及び関係書類一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年4月14日付け（同月20日受付）で審査請求

を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、下記(3)ウについては、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、本件に限り、開示を維持することとする。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成26年特定月日に発症した、うつ病に関して、特定労働基準監督署長が支給決定した、労災給付金（療養、休業）の調査結果を記載した書類及び関係書類一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

A 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の①、11、12、13の②、16、17の①、17の②、18の①、18の②、19、20、21の①、22、23の①、29の①及び30の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

B 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書3の②、3の③、4の②、4の③、5の②、5の③、6の①、6の②、7の②、25、26、27及び29の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

A 別表に記載した情報のうち、文書番号1、2、23の②及び2

8の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

B 別表に記載した情報のうち、文書番号3の①、4の①、5の①、7の②、13の①、13の③、18の②、19、20、21の②及び23の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、3の③、4の②、4の③、5の②、5の③、6の①、6の②、13の①、13の③、25、26、27及び29の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 本来不開示とすべき部分について

別表に記載した情報のうち、文書番号1、3の③、4の③、5の③、6の②、7の②、17の②、18、19、20、21の①、27及び29の②については、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

であり、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、文書番号7の②、13の③、18の②、19、20及び21の②については、特定事業場に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当するため、文書番号は3の③、4の③、5の③、6の②、13の③、27及び29の②については、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、それぞれ本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分庁における誤った判断により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべきであったところ、既に原処分において開示し、請求者の知るところとなっているものであることから、これを取消し、改めて不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、本件に限り、開示を維持するものとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、上記(3)ウに掲げる情報については、本件に限り、開示を維持することとした上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年7月15日付け厚生労働省発基0715第5号により諮問した平成27年(行個)諮問第120号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

- ① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の①、11、12、13の②、16、17の①、17の②、18の①、18の②、19、20、21の①、22、23の①、23の③、29の①及び30の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別すること

ができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、3の③、4の②、4の③、5の②、5の③、6の①、6の②、7の②、25、26、27及び29の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

- ① 別表に記載した情報のうち、文書番号1、2、21の①、22の①、23の②及び28の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号3の①、4の①、5の①、7の②、13の①、13の③、18の②、19、20、21の②及び23の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表のうち、文書番号4、5、12、18、21、22及び23に係る部分について、以下の表のとおり追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号		
			2号	3号	7号

				イ	
	医学意見の要否等に係る調査復命書①	① 1 頁「労働者数」		○	
		② 2 頁不開示部分， 5 頁不開示部分， 6 頁ないし 1 6 頁「調査結果」欄の不開示部分， 1 7 頁認定事実の不開示部分， 2 1 頁組織図， 2 2 頁， 2 3 頁の記載の不開示部分， 2 5 頁不開示部分， 2 8 頁ないし <u>3 3 頁</u> 不開示部分	○		○
		③ 1 頁認定した事実欄， 6 頁ないし 1 6 頁の調査結果欄， 2 5 頁及び 3 2 頁中， 母親からの聴取内容に係る部分， 聴取対象者が特定される部分， 事業場報告書からの引用部分， 2 2 頁の聴取対象者が特定される部分（※） ※本来不開示であるが， 本件に限り開示を維持する	○		○
5	医学意見の要否等に係る調査復命書②	① 1 頁「労働者数」		○	
		② 2 頁不開示部分， 5 頁不開示部分， 6 頁ないし 1 6 頁「調査結果」欄の不開示部分， 1 7 頁認定事実の不開示部分， 2 1 頁組織図， 2 2 頁， 2 3 頁の記載の不開示部分	○		○
		③ 1 頁認定した事実， 6 頁ないし 1 6 頁の調査結果欄， 母親からの聴取内容に係る部分， 聴取対象者が特定される部分， 事業所報告書からの引用部分（※） ※本来不開示であるが， 本件に限り開示を維持	○		○
1 2	タイムカード②	3 頁， <u>9 頁</u> 印影部分	○		
1 8	作業所資料① ※本来， 当該資料全体が不	① 4 頁， 5 頁氏名・電話番号・ <u>役職</u> 部分， 9 頁氏名， 印影部分， 1 0 頁不開示部分， 1 2 頁不開示部	○		

	開示であるが、本件に限り右記①、②を除く部分については開示を維持	分、14頁不開示部分、17頁不開示部分、19頁ないし22頁不開示部分、34頁不開示部分、36頁不開示部分、43頁不開示部分、47頁不開示部分、49頁ないし51頁不開示部分、99頁、100頁不開示部分、105頁ないし108頁不開示部分、115頁不開示部分、123頁不開示部分、126頁不開示部分、133頁不開示部分、136頁不開示部分、143頁不開示部分、149頁不開示部分、151頁不開示部分			
		②143頁組織図中「Bブロック」の「商業」氏名部分、149頁(6)担当氏名部分	○	○	
21	作業関係書類 ※本来、67頁、68頁を除く当該資料全体が不開示であるが、本件に限り右記①、②を除く部分については開示を維持	①1頁不開示部分、5頁不開示部分、16頁不開示部分、18頁ないし20頁不開示部分、26頁不開示部分、28頁不開示部分、32頁不開示部分、35頁不開示部分、36頁不開示部分、38頁不開示部分、44、45頁不開示部分、47、48頁不開示部分、57頁不開示部分、59頁本人の健康保険番号、雇用保険番号を除く不開示部分、60頁ないし66頁不開示部分、69頁個人氏名部分、73頁ないし75頁不開示部分、77頁不開示部分、81頁不開示部分、89頁不開示部分	○	○	
		②69頁振込先情報		○	
22	事業場提出資料等	4頁、5頁印影部分	○	○	
23	復命書等	①1頁面談者氏名、	○		

		② 8 頁， 9 頁印影部分，		○	
		③ 1 頁出張先， 事業場の主張， 3 頁面接者の名刺， 5 頁事業場名 <u>※本来不開示であるが， 本件に限り開示を維持する</u>	○	○	

第 4 調査審議の経過

当審査会は， 本件諮問事件について， 以下のとおり， 調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 7 月 15 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 28 日 審議
- ④ 平成 28 年 11 月 22 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成 29 年 1 月 10 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月 26 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「平成 26 年特定月日に発症したうつ病に関して特定労働基準監督署長が支給決定した労災給付金（療養，休業）の調査結果を記載した書類及び関係書類一式」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表の 1 欄に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 30 の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法 14 条 2 号，3 号イ，5 号及び 7 号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとするが，別表の 2 欄に掲げる部分については，法 14 条 2 号，3 号イ及び 7 号柱書きに該当し，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号 1（療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書等），文書番号 2（平均賃金算定調査復命書），文書番号 23（復命書等）②及び文書番号 28（健康保険に係る療養給付歴等）の不開示部分について

当該部分は特定事業場及び特定保険組合の印影である。

印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書番号3（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）①、文書番号4（医学意見の要否等に係る調査復命書①）①及び文書番号5（医学意見の要否等に係る調査復命書②）①の不開示部分について

当該部分は、審査請求人が勤務していた事業場の労働者数であり、審査請求人の知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

- (3) 別表に掲げる文書番号3（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）②、文書番号4（医学意見の要否等に係る調査復命書①）②、文書番号5（医学意見の要否等に係る調査復命書②）②及び文書番号6（業務起因性の署見解）の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、文書番号3及び文書番号4のそれぞれ21頁組織図における特定事業場の関係者の氏名の不開示部分について検討する。当審査会において見分したところ、聴取実施者については、不開示部分の氏名の前に○印が付記されていると認められる。

聴取実施者であることを示す○印を付記されている者の氏名は、当該○印と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印が付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、文書番号3及び文書番号4のそれぞれ21頁組織図に

おける特定事業場の関係者の氏名は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、上記アを除く部分については、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者の立場であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 文書番号3、文書番号4及び文書番号5の「調査結果」欄の被聴取者の立場については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号3の3頁「具体的出来事」欄、文書番号4の2頁「事案の概要（認定した事実）」欄、5頁「具体的出来事」欄の不開示部分及び32頁11行目25文字目ないし12行目26文字目、文書番号5の2頁「事案の概要（認定した事実）」欄及び5頁「具体的出来事」欄並びに文書6の8頁30行目25文字目ないし31行目26文字目の不開示部分については、原処分で開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これらを開示しても労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分については、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書番号7（資料の項目）、文書番号11（タイムカー

ド①), 文書番号12 (タイムカード②), 文書番号13 (報告書) ②, 文書番号16 (タイムカード④), 文書番号17 (タイムカード⑤), 文書番号18 (作業所資料①) ①, 文書番号23 (復命書等) ①, 文書番号29 (意見書①) 並びに文書番号30 (意見書②) の不開示部分について

当該不開示部分は, 審査請求人以外の第三者の立場, 氏名 (氏の場合を含む。), 署名又は印影, 電話番号, 役職, メールアドレス, 住所, 家族連絡先, 血液型, 社会保険番号, 顔写真, 本籍地, 修了証番号, 生年月日及び年齢であり, それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち, 文書番号18の136頁の不開示部分は, 審査請求人が出席した会議の次第であり, 審査請求人が知り得る情報と認められることから, 法14条2号ただし書きに該当し, 開示すべきである。

イ その余の部分については, 法14条2号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず, また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号13 (報告書) ①の不開示部分について

当該部分は, 労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて, 特定事業場から提出された報告書の記載である。

これを開示すると, 事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ, 正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり, 労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号18 (作業所資料①) ②, 文書番号19 (作業所資料②) 及び文書番号20 (施工指針書等) の不開示部分について

当該不開示部分は, 審査請求人以外の第三者の役職及び氏名 (氏の場合を含む。) であり, 一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち, 文書19の19頁ないし22頁の「施工会社現場責任者」欄の記載は, 審査請求人が勤務していた事業場が施工した工事の現場責任者の氏名であり, 審査請求人が知り得る情報と認

められることから、法14条2号ただし書イに該当し、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分については、法14条2号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書番号21(作業関係書類)①の不開示部分について

ア 文書番号21の59頁ないし66頁の事業場の印影については、上記(1)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 上記アを除く部分については、審査請求人以外の第三者の立場、氏名(氏のみを含む。)、署名又は印影、電話番号、メールアドレス、住所、家族連絡先、血液型、社会保険番号、顔写真、本籍地、修了証番号、役職、生年月日及び年齢であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 上記アを除く部分のうち、44頁及び45頁の不開示部分、47頁の監督員名(発注者の監督員名を除く。)及び現場代理人名、48頁及び59頁の所長名及び代表者名並びに81頁及び89頁の不開示部分は、審査請求人が勤務していた事業場に勤務している者の情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、法14条2号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書番号21(作業関係書類)②の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の銀行口座情報(金融機関名、店舗、預貯金種別及び口座番号)であり、特定事業場の内部管理情報であると認めら

れる。これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあることから、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表に掲げる文書番号22(事業場提出資料等)の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の印影であり、上記(1)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別表に掲げる文書番号25(聴取書②)及び文書番号26(聴取書③)の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、住所、職業、氏名、生年月日及び年齢は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分(労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容)については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報法14条該当号			4 開示すべき部分
			2号	3号イ	7号柱書き	
1	療養（補償）給付たる療養の費用支給決定決議書等	8頁印影部分		○		なし
2	平均賃金算定調査復命書	6頁印影部分		○		なし
3	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 1頁「労働者数」		○		全て
		② 3頁「具体的出来事」欄の不開示部分, 4頁ないし14頁「調査結果」欄の不開示部分, 15頁「認定事実」欄の不開示部分, 21頁組織図, 22頁, 23頁の記載のうち, 「所定労働時間」を除く不開示部分	○		○	3頁「具体的出来事」欄の不開示部分
4	医学意見の要否等に係る調査復命書①	① 1頁「労働者数」		○		全て
		② 2頁不開示部分, 5頁不開示部分, 6頁ないし16頁「調査結果」欄の不開示部分, 17頁「認定事実」欄の不開示部分, 21頁組織図, 22頁, 23頁の記載の不開示部分, 25頁不開示部分, 28頁ないし33頁不開示部分	○		○	2頁「事案の概要（認定した事実）」欄及び5頁「具体的出来事」欄の不開示部分並びに32頁11

				○		行目 2 5 文字目ないし 1 2 行目 2 6 文字目
5	医学意見の要否等に係る調査復命書②	① 1 頁「労働者数」		○		全て
		② 2 頁不開示部分, 5 頁不開示部分, 6 頁ないし 1 6 頁「調査結果」欄の不開示部分, 1 7 頁「認定事実」欄の不開示部分, 2 1 頁組織図, 2 2 頁, 2 3 頁の記載の不開示部分	○		○	2 頁「事案の概要（認定した事実）」欄及び 5 頁「具体的出来事」欄の不開示部分
6	業務起因性の署見解	2 頁, 4 頁, 5 頁ないし 9 頁不開示部分	○		○	8 頁 3 0 行目 2 5 文字目ないし 3 1 行目 2 6 文字目
7	資料の項目	1 頁 3 0 行目, 3 1 行目不開示部分	○			なし
8	休業補償給付支給請求書等	—				—
9	申立書	—				—
1 0	賃金台帳①	—				—
1 1	タイムカード①	1 5 頁印影部分	○			なし
1 2	タイムカード②	3 頁及び 9 頁印影部分	○			なし
1 3	報告書	① 7 頁, 1 1 頁及び 1 3 頁の不開示部分		○	○	なし
		② 1 4 頁印影及び署名	○			なし
1 4	労働者名簿等	—				—

1 5	賃金台帳②	—				—
1 6	タイムカード ④	16頁, 20頁, 23頁, 24頁及び28頁の印影部分	○			なし
1 7	タイムカード ⑤	氏名部分	○			なし
1 8	作業所資料① ※諮問庁は、本来、当該資料全体が不開示であるが、本件に限り右記①, ②を除く部分については開示を維持としている。	① 4頁及び5頁の氏名, 電話番号及び役職部分, 9頁氏名及び印影部分, 10頁不開示部分, 12頁不開示部分, 14頁不開示部分, 17頁不開示部分, 19頁ないし22頁不開示部分, 34頁不開示部分, 36頁不開示部分, 43頁不開示部分, 47頁不開示部分, 49頁ないし51頁不開示部分, 99頁, 100頁不開示部分, 105頁ないし108頁不開示部分, 115頁不開示部分, 123頁不開示部分, 126頁不開示部分, 133頁不開示部分, 136頁不開示部分, 143頁不開示部分, 149頁不開示部分及び151頁不開示部分	○			136頁不開示部分
		② 143頁組織図中「Bブロック」の「商業」氏名部分, 149頁(6)担当氏名部分	○	○		なし
1 9	作業所資料② ※諮問庁は、本来、当該資料全体が不開示であるが、本件に限り右記を除く部分については開	18頁ないし22頁不開示部分	○	○		19頁ないし22頁の「施工会社現場責任者」欄の記載

	示を維持としている。				
20	<p>施行指針書等</p> <p>※諮問庁は、本来、当該資料全体が不開示であるが、本件に限り右記を除く部分については開示を維持としている。</p>	1 頁不開示部分	○	○	なし
21	<p>作業関係書類</p> <p>※諮問庁は、本来、67頁68頁を除く当該資料全体が不開示であるが、本件に限り右記①、②を除く部分については開示を維持としている。</p>	<p>① 1 頁不開示部分、5 頁不開示部分、16 頁不開示部分、18 頁ないし20 頁不開示部分、26 頁不開示部分、28 頁不開示部分、32 頁不開示部分、35 頁不開示部分、36 頁不開示部分、38 頁不開示部分、44、45 頁不開示部分、47、48 頁不開示部分、57 頁不開示部分、59 頁本人の健康保険番号、雇用保険番号を除く不開示部分、60 頁ないし66 頁不開示部分、69 頁個人氏名部分、73 頁ないし75 頁不開示部分、77 頁不開示部分、81 頁不開示部分及び89 頁不開示部分</p>	○	○	44 頁及び45 頁の不開示部分、47 頁の監督員名（発注者の監督員名を除く。）及び現場代理人名、48 頁及び59 頁の所長名及び代表者名、81 頁及び89 頁の不開示部分
		② 69 頁振込先情報		○	なし
22	事業場提出資料等	4 頁及び5 頁印影部分	○	○	なし

2	復命書等	① 1 页面談者氏名	○		なし
3		② 8 頁及び 9 頁印影部分		○	なし
2 4	聴取書①	—			—
2 5	聴取書②	不開示部分全て	○	○	なし
2 6	聴取書③	不開示部分全て	○	○	なし
2 7	聴取書④	—			—
2 8	健康保険にか かる療養給付 歴等	4 頁及び 8 頁印影部分		○	なし
2 9	意見書①	3 頁印影部分	○		なし
3 0	意見書②	3 頁印影及び署名部分並びに 1 7 頁氏名部分	○		なし

※ この他、諮問庁が、本来不開示であるが、本件に限り開示を維持するとしている部分の一部については、本表では省略した。